

PM2.5への対応について

体育保健課

1. PM2.5の健康への影響について

PM2.5の曝露濃度（呼吸する空気中に、有害物質がどの程度含まれるのかを測定したもの）と健康影響との間には一貫した関係は見出されていないが、高感受性者（呼吸器系や循環器系の疾患のある者、小児、高齢者など）においては、低濃度であっても健康影響を生じる可能性は否定できない。

2. 注意喚起に関する県の対応

以下の場合、県ホームページ等に掲載されるほか、各県立学校へは体育保健課よりファクシミリで注意喚起する。

（情報経路は右図参照）

○注意喚起の判断基準（朝の早い時間帯での注意喚起）

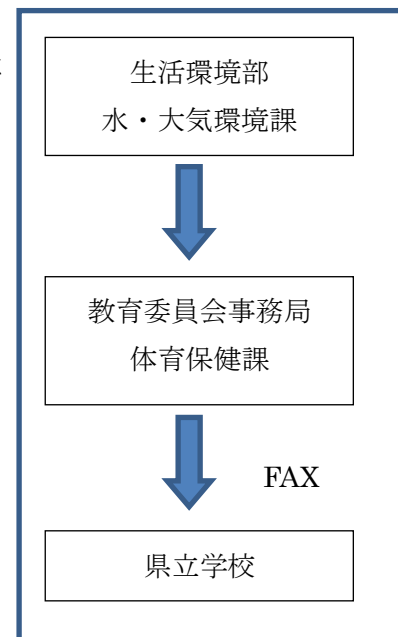
午前5時から7時までの1時間値の平均値（※1）が

- ① $32 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （※2）を超えた場合に情報提供
- ② $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意情報
- ③ $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （※3）を超えた場合に警戒情報

※1 県内最大値で判断

※2 最新のデータから算出

※3 国暫定指針超過の判断基準



○注意喚起の判断基準（午後の活動に備えた注意喚起）

午前5時から正午までの1時間値の平均値（※1）が

- ① $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意情報
- ② $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （※2）を超えた場合に警戒情報

※1 県内最大値で判断

※2 新たに示された国暫定指針値超過の判断基準

情報提供：環境基準（日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過すると予想される場合

注意情報：国暫定指針値※（日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）に近づくと予想される場合

警戒情報：国暫定指針値※（日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過すると予想される場合

※国暫定指針値：健康影響が出現する可能性が高くなると予想される暫定的な水準

※環境基準値：環境基本法第16条1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

◇測定地点：鳥取、倉吉、米子、境港

◇県ホームページで随時公表（1時間ごとに更新）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=209817>

◇あんしんトリピーメール、県公式Twitter（とりったー）でも情報提供

3. 県が示す注意喚起の基準

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	判断基準			行動の目安
	内容	午前	午後	
		(午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値)	(午前5時から正午までの1時間値の平均値の県内最大値)	
【情報提供】	環境基準(35)超過する予想	32超	—	・呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は健康への影響が見られる場合もあるため、マスクやうがい、不要不急の外出を控える等の予防措置をとるとともに体調の変化に注意する。
【注意情報】	国暫定指針値(70)に近い値を予想	70超	70超	・マスクやうがい、外出を控える等の予防措置が望まれる。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は健康への影響が見られる場合もあるため、不要不急の外出を控える等の予防措置をとるとともに体調の変化に注意する。
【警戒情報】	国暫定指針値(70)を超過する予想	85超	80超	・不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を出来るだけ減らす。特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は体調に応じてより慎重に行動することが望まれる。

4. 県立学校における対応

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	内容	判断基準		学校での屋外活動について (県の目安を学校の教育活動に置き換えた行動の目安)
		午前	午後	
		(午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値)	(午前5時から正午までの1時間値の平均値の県内最大値)	
1 【情報提供】	(35) 環境基準を超過する予想	32超	—	・特に制限を加えるものではないが、屋外で運動や教育活動を行う際には、児童生徒の健康観察を行い、呼吸器系や循環器系疾患のある者へは特に配慮する。
2 【注意情報】	(70) 国暫定指針値に近い値を予想	70超	70超	・屋外での運動は控えるのが望ましい。 ・屋外でのその他の教育活動についても、長時間は控えるのが望ましい。 ・呼吸器系や循環器系疾患のある者は、特に配慮し体調の変化に注意する。
3 【警戒情報】	(70) 国暫定指針値を超過する予想	85超	80超	・できる限り屋外での運動は避ける。 (体育学習、部活動は、体育館等の室内で行う) ・屋外でのその他の教育活動についても、長時間はできる限り行わないようにする。 ・呼吸器系や循環器系疾患のある者へは、体調に応じて慎重に行動させるなど、積極的な配慮を心がける。
	140 (環境省) 「注意喚起のための暫定的な指針」の運用上の留意事項3.(1) (H25.5.20通知より)	170超 (環境省「微小粒子状物質に関する専門家会合」資料P.6 グラフ参照) (H25.5.20通知より)		米国の空気質指数(AQI)によると、日平均値が140~150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるような場合、すべての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきとアドバイスされており、140 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (各1時間値で170 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超)で行事中止を検討する目安としてください。 県のHPで、測定データが1時間毎に(24時間)情報更新されますので参考にしてください。 [参考](H25.5.20通知より) <環境省「注意喚起のための暫定的な指針」の運用上の留意事項> 3. 暫定的な指針となる値を超えた場合の対応について (1) 運動会等の屋外活動について、どのように考えればよいのか。 「暫定的な指針」となる値を大きく超えない限り、運動会等の屋外での行事は中止する必要はない。(略) なお、「大きく超える場合」の具体的な値については、米国の空気質指数(AQI)を参考にすると、日平均値が140~150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるような場合、すべての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきとのアドバイスがなされている。

※ 呼吸器系や循環器系の疾患のある児童生徒については平素から把握し、日常の健康管理を行うこと。